

答申個第145号
令和6年6月7日

京都市左京区選挙管理委員会 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会長 北村 和生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年1月20日付け京左選第73号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

「投票所における対応」作成の原資料の不存在による非開示決定事案（諮問個第329号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年11月15日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、『投票所（松ヶ崎小学校）における対応』作成の原始資料全部（ただし、令和4年9月21日付の滝井正義・八重子宛文書を除く）の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年11月29日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

開示した資料（投票所（松ヶ崎小学校）における対応）以外の公文書を作成していないため。

- (3) 審査請求人は、令和4年12月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る公文書について

令和4年7月10日に実施された参議院議員通常選挙の投票所における職員の対応について、令和4年7月11日以降、審査請求人の求めに応じ、電話や面談により、都度対応してきた。処分庁においては、その間、組織的に共有するために記録した「投票所（松ヶ崎小学校）における対応」（以下「本件関連文書」という。）と、審査請求人からの求めに応じ任意提供した資料を保有している。

審査請求人は、本件請求より以前に、別の個人情報開示請求をしており、それに対応する文書として本件関連文書を開示した。

本件請求は、本件関連文書を作成するにあたり、その基となった公文書を求めているものである。

(2) 本件請求に係る公文書が存在しないことについて

本件関連文書は電話や面談等を行った際の記録であり、その対応の都度、記録を加筆していたことから、本件関連文書は他の公文書を基に作成したものではない。

したがって、本件請求に係る公文書は、取得も作成もしていない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 京都市情報公開条例第20条は、情報提供推進義務を定めているところ、「左京区選挙管理委員会事務局」次長こと左京区役所地域力推進室総務・防災課長らは、同書記長への報告義務以前に、具体的かつ合理的な「情報提供義務」を怠った。

(2) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）第6条は、継続用件「要望等」につき「記録義務」を定めているのに、左京区役所地域力推進室総務・防災課長、同課長補佐、左京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長らは、それを故意に否定した。

(3) 左京区役所地域力推進室総務・防災課長、同課長補佐、左京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課長らは、地方公務員法・京都市職員倫理憲章・条例等の諸規定とは裏腹に、審査請求人に違法不当な対応をした。

(4) 現に、「選挙係」こと左京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課主任による参議院選挙「投票妨害」等をはじめ、左京区選挙管理委員会委員長らの受けた報告と対応について、説明義務・誠実対応義務どころか、「これ以上は対応できません」と断言した。

(5) 結局、左京区役所地域力推進室総務・防災課長らは、「市民の目線」に立たず、「法令等を遵守」せず、「公正に仕事を」するどころか、「情報を市民に分かりやすく伝え」ず、「説明」を故意に怠り、後付作成資料「以外の公文書を作成していない」とか、当該「個人情報」を保有していない等として、虚偽の報告をしたものである。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

本件請求は、本件関連文書作成における原資料を求めたものである。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、令和4年7月10日に実施された参議院議員通常選挙の投票所における職員の対応について、審査請求人との電話や面談等を行った際の記録として、組織的に共有するために本件関連文書を作成したが、審査請求人とのやりとりの都度、当該文書に加筆しており、他の公文書を基に作成したものではないことから、請求に係る公文書は存在しないと主張する。

イ 処分庁は、審査請求人との電話や面談等を行った際の記録として、組織的に共有する本件関連文書に要望等をその都度加筆していることが認められ、当審議会としては、その他の原資料は存在しないという処分庁の主張に特段不自然な点はないと判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年	1月20日	諮問
	2月20日	諮問庁からの弁明書の提出
令和6年	5月 2日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第1回会議）
	6月 7日	審議（令和6年度第2回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

※ 京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領第3条第3項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部会を変更した。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）